

○総務省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）抄

改正案		現行	
<p>附則 （自治行政局の所掌事務の特例） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則 （自治行政局の所掌事務の特例） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
令和九年三月三十一日	（略）	令和七年三月三十一日	<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
令和十一年三月三十一日	（略）	令和十一年三月三十一日	
令和十三年三月三十一日	（略）	令和十三年三月三十一日	
令和十五年三月三十一日	（略）	令和十五年三月三十一日	
令和十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六	（新設）	

（傍線部分は改正部分）

月三十一日

十四号) 第七条第一項に規定する振興山村を
いう。) の振興に関する総合的な政策の企画
及び立案並びに推進に關すること。
半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六
十年法律第六十三号) 第二条第一項に規定す
る半島振興対策実施地域をいう。) の振興に
關する総合的な政策の企画及び立案並びに推
進に關すること。

(新設)